九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

上海のユダヤ人ゲットー設置に関する考察

阿部, 吉雄
九州大学大学院言語文化研究院

https://doi.org/10.15017/5425

出版情報：言語文化論究. 15, pp.45-59, 2002-02-15. 九州大学大学院言語文化研究院
バージョン：
権利関係：

上海のユダヤ人ゲットー設置に関する考察

阿　部　吉　雄

1941年12月に始まる太平洋戦争の直前，日本軍勢力下の中国上海にはナチスドイツ支配下のヨーロッパから約１万8000人のユダヤ人が逃れて来ていた。[1] 開戦から１年余り経過した1943年２月18日に日本陸海軍が発した布告により，彼らは上海北東部の約２km^2の地域に居住および活動が制限される。1945年８月の終戦まで過ごすことになるこの場所を彼らはユダヤ人ゲットーと呼んだ。ディヴィド・クランズラーの大著『日本人，ナチスそしてユダヤ人―上海のユダヤ人難民コミュニティ，1938-1945年』（初版1976年，第３版1988年）はその膨大な資料と綿密な分析により今日まで上海のユダヤ人難民研究のスタンダードであり続けるが，これによっても日本がゲットーを設置した理由が十分に解明されているとは言い難い。本稿はクランズラーの研究とアスリート・フライアイゼンが『上海と第３帝国の政策』（2000年）の中でこの問題に関して行ったドイツ側資料の最新調査に，当時の日本の外交・軍事・経済政策，特に上海の占領政策を照らし合わせることで真相に一歩近づこうとするものである。

１．ユダヤ人難民の上海到着からゲットー設置までの経緯

上海のユダヤ人難民１万8000人のうち，１万7000人はヒトラー政権下のドイツおよび1938年３月にドイツに併合されたオーストリアからナチスの迫害を逃れて来た人々である。特に1938年11月の水晶の夜事件[2]以後はドイツを出国するユダヤ人が急増し，上海を目指した者の大部分は同年12月～1939年９月の間に到着した。またポーランドのユダヤ人も1000人いたが，その多くは第２次世界大戦の引き金となった1939年９月のドイツおよびソ連のポーランド侵攻から逃れ，1940年７～８月まだ中立国だったリトアニアのカウナスで日本副領事杉原千畝から日本通過ビザを得て極東までたどり着いた人々である。

これらのユダヤ人の大部分は上海を最終的な移住先と考えていたわけではなく，アメリカなどへの移住ビザが得られるまで一時的に滞在するつもりだったが，日米開戦により上海で足止めをくうことになる。

彼らが到着した当時の上海は日本軍の勢力下にあった。1937年８月の第２次上海事変により日本軍は上海周辺地域のみならず，蒋介石が率いる国民党政府の首都であった南京まで占領するにいたる。1938年３月，南京に日本の傀儡政権である中華維新政府が作られ，1940年３月には国民党内の対日融和派だった汪精衛を首班とする新たな傀儡政権中華民国国民政府が成立する。その間，日本軍占領下の上海市も1937年12月上海大道市政府，1938年４月督弁上海市政公署，同年10月上海特別市政府へと改組される。[3]

しかしユダヤ人たちが住み着くのはこの日本軍管理下の上海市でなく，日本軍占領地域内の孤島となった上海租界である。阿片戦争後の南京条約により1843年に開港された上海には，1845年イギリス租界，1848年アメリカ租界，1849年フランス租界が設置される。1860／1862年の太平天国の乱後，一層の武装中立を目指して1863年イギリス・アメリカ両租界が合併し，1899年上海共同租界（International Settlement of Shanghai）と改称されるが，商工業都市としての上海の発展とともに各租界は数次にわたって拡張され，当初の数倍の面積になる。日本人居留民は1894～1895年の日清戦争後増加し始め，その数は1914～1918年の第１次世界大戦中に１万人を越え，イギリス人を抜いて外国人の中で最大勢力になる。1932年１月の第１次上海事変で海軍特別陸戦隊が黄浦江支流の蘇州河以北の警備を担当して以来，この地区は実質的に日本租界になっていた。

共同租界とフランス租界はそれぞれ工部局，公董局という行政組織により管理されていた。フランス領事が参事会の長となる後者と違い，前者では日本とイギリス・アメリカが参事会員数で覇権を争い，上海地区における日本の軍事力の圧倒的優位にもかかわらず，ユダヤ人たちが到着した時期には依然としてイギリス・アメリカが行政面での主導権を握っていた。またドイツがフランスを占領した1940年６月以降，上海のフランス租界もドイツの傀儡政権であるビシー政府の指揮下にあった。

ユダヤ人たちが上海租界を目指した最大の理由は，当時世界でここだけがビザ不要だったからである。ユダヤ人を強制収容所に送っていたゲシュタポも，当初はそれと並行して自発的な出国を奨励していた。さらに上海にはヨーロッパを追われた同胞を支援できるユダヤ人社会が存在したことも大きかった。イラクのバグダッド出身のユダヤ人たちがインドのボンベイを経て，19世紀後半に上海へやって来た。阿片貿易から不動産投資や銀行業等へ進出し成功したサッスーン，カドーリ，ハイム，アブラハム，ハルドゥーンなどの大富豪はユダヤ人難民を経済的に支援した。これらセファルディ系ユダヤ人1500人の他に，1917年のロシア革命に伴うユダヤ人虐殺（ポグロム）を逃れて来た4000人のアシュケナージ系ユダヤ人がいた。彼らはレストラン経営者のような中産階級を形成していたが，終戦まで行動の自由を束縛されなかったため，戦時中，特にゲットー設置後の難民支援において重要な役割を演じた。

1938年末までに到着した主に旧オーストリアからのユダヤ人1500人を暖かく迎えたユダヤ人コミュニティも，同年11月の水晶の夜事件以降ドイツを出国したユダヤ人たちが1939年に入って毎月2000人以上のペースで到着し始めると，事態の重大さに気づく。様々な救援団体が設立され，海外のユダヤ人組織へ支援要請が行われるとともに，上海の各国領事団にはドイツ・イタリアからのさらなるユダヤ人難民の流入を止めるため影響力を行使するように要請するが，５月末には１万4000人近くに達する。対応に窮して５月25日，ユダヤ人社会の代表としてサー・ヴィクター・サッスーンとエリス・ハイムが上海の港湾施設を管理する日本軍関係者と面会し，流入制限策を取るよう依頼する。幾つかの曲折を経た後，10月22日共同租界の蘇州河以南に関して「400USドルを保証金として供託できる者；現在上海に居住する者の血縁の家族；上海での就労契約を結んだ者；現在上海に居住する者と結婚予定の者」という条件が設定され，難民の流入は大幅に減少した。蘇州河以北の日本管理地区の場合，400USドルという保証金の額については弾力的に対応し，またフランス租界の場合は300USドルだったが，いずれもこれ以後実際に許可された者はごく僅か

であった。

一方，杉原ビザを得たポーランドのユダヤ人たちは1940年秋から1941年６月の独ソ開戦までの間にシベリア鉄道でウラジオストクに達し，敦賀を経て神戸に落ち着く。日本滞在中にアメリカ・カナダ・中南米諸国・オーストラリアやパレスチナへの移住ビザを得た者以外は，２週間の滞在期限（実際には入国時に避難民という理由で特別に１ヵ月間の滞在を許可した）を大幅に超過した1941年春になっても移住先が見つからなかったため，上海へ移ることが認められる。1000人の移送は太平洋戦争直前の11月までに完了し，上海での生活は言語や習慣の上で近いアシュケナージ系ユダヤ人が支援した。

12月８日の開戦と同時に日本軍が蘇州河以南の共同租界に進駐する。工部局のイギリス人・アメリカ人参事は辞職し，日本が行政権を握る。フランス租界も日本軍が共同租界で出す布告に準じた管理が行われるようになる。1942年１月，成人のイギリス人・アメリカ人は憲兵隊に登録して身分証明書を取るよう指令され，10月にはオランダ人を含め13歳以上の「敵性国人」は赤い腕章を着用することが義務付けられる。ドイツからのユダヤ人たちも1942年半ばまでに「居住證」（resident certificate）を新たに取得させられるが，黄色いストライプの入ったこのカードはドイツでの迫害の記憶と重なり，また太平洋戦争はアメリカの勝利で短期間に終わるという難民たちの予想に反し，開戦以来日本が連戦連勝していただけに，将来への不安を感じさせるものだった。

1942年７月，ワルシャワのゲシュタポ長官として「ワルシャワの殺戮者」の異名を取ったヨーゼフ・マイジンガーが上海を訪れ，憲兵隊を含む日本側関係者にユダヤ人抹殺計画を提案したという話が伝わり，ユダヤ人たちに衝撃を与えた。「２ヵ月後に迫ったユダヤ教の新年の祝祭ローシュ・ハッシャーナーでシナゴーグに集まるユダヤ人たちを捕え，１）揚子江河口の崇明島に強制収容所を作り，毒ガスの人体実験を行う，２）舵の効かない船にユダヤ人を乗せて沈める，３）上海郊外の岩塩の廃坑に閉じ込めて餓死させる」という，その実現性がにわかには信じがたい提案であるが，[4] 会談に同席した日本副領事柴田貢が翌日エリス・ハイムなどユダヤ人指導者数人にその内容を伝え，ただちにユダヤ人コミュニティ全体に広まった。この情報漏洩は憲兵隊の知るところとなり，ユダヤ人指導者たちは８月に全員逮捕され数日～数ヵ月に及ぶ拘禁，拷問をも含む尋問を受ける。柴田も逮捕の後，解任され東京へ帰国した。結果的にこの提案が実行に移されることはなかったが，ユダヤ人たちの恐怖は極限にまで高まった。

1943年２月18日，ラジオおよび新聞を通し上海地区の陸海軍司令官名で以下の布告が発せられる。

PROCLAMATION
Concerning Restriction Of Residence and
Business of Stateless Refugees

(I) Due to military necessity, places of residence and business of stateless refugees in the Shanghai area shall hereafter be restricted to the undermentioned area in the International Settlement.

East of the line connecting Chaoufoong Road, Muirhead Road and Dent Road;

West of Yoyuho Yangtzepoo Creek;

North of the line connecting East Seward Road and Wayside Road; and

South of the boundary of the International Settlement.

(II) The stateless refugees at present residing and/or carrying on business in the districts other than the above area shall move their places of residence and/or business into the area designated above by May 18, 1943.

Permission must be obtained from the Japanese authorities for the transfer, sale, purchase or lease of rooms, houses, shops or any other establishments, which are situated outside the designated area and now being occupied or used by the stateless refugees.

(III) Persons other than stateless refugees shall not remove into the area mentioned in Article I without permission of the Japanese authorities.

(IV) Persons who will have violated this Proclamation or obstructed its enforcement shall be liable to severe punishment.

Commander-in-Chief of the
Imperial Japanese Army in the Shanghai Area.
Commander-in-Chief of the
Imperial Japanese Navy in the Shanghai Area.

February 18, 1943.

「無国籍難民」(stateless refugees) というのは，1941年11月ドイツ政府が外国に滞在するユダヤ人のドイツ国籍を剥奪する法律を作り，翌1942年１月から施行したためである。ポーランドはロンドンの亡命政府を除けば，既に消滅している。一方，この布告に続く説明部分では「ドイツ（旧オーストリア，チェコスロバキアを含む)，ハンガリー，旧ポーランド，ラトビア，リトアニア，エストニア等から1937年以降に上海に到着した者」という条件が付けられており，ロシアからのアシュケナージ系ユダヤ人は該当しない。イギリスまたはイラク国籍を持ち，19世紀から上海に在住しているセファルディ系ユダヤ人も同様である。すなわちユダヤ人難民のほとんどが無国籍難民に該当し，また無国籍難民の大部分をユダヤ人難民が占めていた。[5)]

布告の第Ｉ項で具体的に指示されている地域は日本人居留民が集まる虹口地区の東端に位置し，楊樹浦クリークの西側，租界の北辺に接する約２km^2である。ユダヤ人たちがゲットーと呼んだこの「指定地域」(designated area) は第２次上海事変による破壊が激しく，家賃が共同租界やフランス租界の４分の１になることもあったため，既に8000人の難民が居住しており，そのうち経済的に特に困窮した2800人はハイムと呼ばれる共同宿泊施設に収容されていた。それゆえ布告により転居を迫られたのは残りの１万人である。

２．ゲットー設置へのドイツ側の働きかけ

クランズラーは，ゲットー設置の布告が出される直前に東京で反ユダヤ的な展覧会が開催され，150万人もの入場者を数えたことを挙げ，反ユダヤ的な文献の販売やパンフレッ

トの配布への援助といったドイツ大使館の活動が日本の政策に影響を及ぼしたと説明する。[6] ドイツは東京や上海だけでなく本国においても，日本がユダヤ人難民に対して厳しい措置を取るよう働きかけを続け，1942年５月に大島駐ドイツ大使が東方占領地大臣で『20世紀の神話』の著者ローゼンベルクと会談した際，ローゼンベルクは上海のユダヤ人がアジア各地へ拡散するのを防ぐため隔離する措置をとるよう力説している。[7] クランズラーはさらにゲットー設置の布告の前後に上海，北京，東京，太平洋の日本軍占領地域において反ユダヤ的な内容の新聞記事やラジオ放送があったことを指摘している。しかしこのような日本による反ユダヤキャンペーンはゲットー設置を正当化するための便法と解釈することもでき，これを以てドイツ的な意味での反ユダヤ主義的政策へ向けて日本政府が本気で歩み出したとみなすのは早計である。少なくとも，ドイツから日本への反ユダヤ啓蒙活動をしてゲットー設置の直接の原因とするのは，戦時における一国の政策決定を理解する上で単純すぎると思われる。

クランズラーは日本がそれまでの親ユダヤ的立場から転じたもう一つの理由として，日米開戦によるユダヤカードの放棄を挙げる。ユダヤ資本の導入による満洲の経済発展や中国における日本の軍費調達を目論む陸軍の安江仙弘大佐（関東軍大連特務機関），海軍の犬塚惟重大佐（上海海軍武官府ユダヤ問題処理事務所）に代表されるユダヤ利用論の立場と「對米関係ヲ悪化スルコトヲ避クヘキ観点ヨリ」，近衛内閣は1938年12月６日の五相（首相・蔵相・外相・陸相・海相）会議で「猶太人對策要綱」を決定していた。すなわち日独伊防共協定のパートナーであるドイツ・イタリアの反ユダヤ的立場に配慮しながらも，「帝国ノ多年主張シ来レル人種平等ノ精神ニ合致」すべく，「一，現在日，満，支ニ居住スル猶太人ニ對シテハ他国人ト同様公正ニ取扱ヒ之ヲ特別ニ排斥スルカ如キ處置ニ出ツルコトナシ。二，新ニ日，満，支ニ渡来スル猶太人ニ對シテハ一般ニ外国人入国取締規則ノ範圍内ニ於テ公正ニ處置ス。三，猶太人ヲ積極的ニ日，満，支ニ招致スルカ如キハ之ヲ避ク，但シ資本家，技術家ノ如キ特ニ利用價値アルモノハ此ノ限リニ非ス。」とした。[8] 先述のように1938年12月以降上海に到着するユダヤ人難民が急増し始めるが，この「猶太人對策要綱」の直後であり，また担当者が犬塚であったことが日本側の反応が鈍かった原因と考えられる。[9]

それから３年余り経った1942年３月，「時局ニ伴フ猶太人對策」が決定される。そこでは利用価値のあるユダヤ人は好意的に扱うが，それ以外は新たな流入を禁じ，既に居留する者は交戦国による反日宣伝に利用されぬよう留意しつつ厳重な監視下に置くというもので，先の「猶太人對策要綱」は廃止された。[10] これは日米開戦により，アメリカのユダヤ資本を利用することも，また上海のユダヤ人難民を保護することでアメリカの対日政策を有利に動かすことも不可能になったからである。安江は日独伊三国同盟が調印された1940年９月に，犬塚も1942年３月にユダヤ人工作の任を解かれる。

ナチスドイツに迫害されたユダヤ人難民たちがその同盟国である日本よりもイギリス・アメリカに心情的に傾くことは想像するに難くなく，戦時下でもあり，彼らを厳重に監視する必要性は理解できる。事実，これ以後ユダヤ人に対する具体的な監視措置についての検討が続けられることになる。しかし彼らは敵国人ではなく，保護政策を放棄したからゲットーを設置したと考えるのは少々短絡的である。何よりも太平洋戦争の開始や「時局ニ伴フ猶太人對策」からゲットー設置の布告までには１年前後の時間がある。

その１年の間に起こった最大の事件が，上述のマイジンガーによるユダヤ人抹殺計画である。フライアイゼンによると，1941年初めまでワルシャワ地区の公安警察長官としてゲシュタポ・刑事警察・親衛隊（SS）の保安諜報部（SD）を管轄する立場にあったマイジンガーは，同年４月大使館付警察アタッシェとして東京に着任する。1940年10～11月のワルシャワ・ゲットーの設置に彼が関与したかどうかは不明だが，10月までは現地にいたと本人が証言している。我々はまたポーランドのユダヤ人難民たちが強制的にではないが，日本から上海へ徐々に移送され始めたのが1941年４月であったことを思い出す必要がある。神戸市民に暖かく迎えられていた難民たちを国外に退去させるよう日本政府に圧力をかけた者がいるとすれば，マイジンガーの前任者のフランツ・フーバーであろうが，マイジンガーが移送の促進を要求し続けたであろうことは十分考えられる。

マイジンガーが日本へ赴任した理由は，ワルシャワでの残虐行為によって親衛隊長官および警察長官ヒムラーの不興を買い，軍法会議にかけられそうになった彼をかばうため国家公安本部長ハイドリヒが行った処置とされている。[11] 着任まもなく上海へ渡り，中国・チベット・インドの仏教徒に影響力を持つという僧トレビッチュ・リンカーンがドイツと協力する用意があるという内容の電報をベルリンへ送る。これはイギリス・インド・アフガニスタンに対してチベット人たちを戦わせようとするヒムラーの1939年以来の計画を意識したものと見られる。しかしこの人物については，仏教徒への影響力などなく，過去にはアメリカ政府への接近も試みたいわゆる山師（しかもユダヤ人！）であることが既に知られており，上海ドイツ総領事フィッシャーはリンカーンについての批判的な報告を外務省に送り，これを外務大臣リッベントロップはヒムラーやハイドリヒとの権力闘争に利用する。マイジンガーは結局ハイドリヒから，外交に関与せず自分の職務に専念せよと叱責される羽目になる。[12]

その本来の職務の一つがリヒャルト・ゾルゲの動向を監視することだった。ゾルゲはフランクフルト新聞とアムステルダル商業新聞の特派員の肩書きを持ち，1936年以来ドイツ大使館に陸軍武官オットー大佐（1938年からは大使）の顧問格として出入りしていた。1940年にはゾルゲがソ連スパイである可能性が指摘されていたが，マイジンガーは彼を信用し，さっそく親交を結んでしまう。それはドイツ大使館が欲しかったアメリカの対独参戦の動きと関連する日米交渉の情報をゾルゲが提供したことにもよる。一方この時期，ゾルゲの最大の関心はドイツがいつソ連に侵攻するかを突き止めることであり，実際彼はそれに成功する。1941年10月18日，ゾルゲが日本の特高警察に逮捕された時，マイジンガーは２度目の上海訪問中であった。

この致命的な失態にもかかわらず，マイジンガーは解任されず，1942年７月，３度目の上海訪問でユダヤ人抹殺計画を提案することになる。[13] マイジンガー夫人の供述によれば「ユダヤ人移民の問題」もまた彼の任務の一つであった。決して慎重とは言えないこの人物が３度目の上海訪問にして初めてこのような提案を行った背景には，先述の1942年３月の「時局ニ伴フ猶太人對策」により日本の対ユダヤ人政策に変化の兆しが見え，上海の日本側担当者が犬塚でなくなったこともある。しかしそれ以上に1942年１月20日ベルリン郊外でハイドリヒが主催したヴァンゼー会議においてヨーロッパ・ユダヤ人問題の最終解決（ホロコースト）のための絶滅計画が決定されたことが大きく影響したと考えられる。なお「時局ニ伴フ猶太人對策」とヴァンゼー会議におけるユダヤ人絶滅計画は，アジアおよ

びヨーロッパで日本とドイツが置かれたそれぞれの状況の下で決定されたものであり，相互の関連はないと見られる。

情報をもたらした柴田副領事の提案に従って，ユダヤ人指導者たちはこの計画を阻止すべく，前外務大臣松岡洋右を始めユダヤ人に好意的と見られる日本側有力者に働きかける。その一環として憲兵隊長に接触したことから情報漏洩が発覚し，柴田およびユダヤ人指導者たちは逮捕される。しかしこの働きかけが効を奏したのか，結果的に抹殺計画は実施されなかった。半年後に設置されたゲットーは強制収容所と違い，有刺鉄線や壁で閉鎖されておらず，指定地域内にはユダヤ人の他にも中国人10万人，日本人とインド人それぞれ数千人が住んでいた。[14] 指定地域外へ行くには外出許可証（指定地域外出域證）が必要であり，他の地域へ通じる主要な通りには後述の保甲制度に従い難民たち自身によるチェックが行われ，またいくつかの要所にはバリケードを設けて日本軍兵士が歩哨に立ったり巡回したりしたが，若いユダヤ人たちが監視の目をくぐり抜けて出入りすることは珍しくなかった。[15] また上海在住のすべてのユダヤ人を対象とするマイジンガーの計画と違い，上述のごとく1937年以前から在住しているセファルディ系とアシュケナージ系のユダヤ人は除外された。

しかし1940年以来昇進がなかったマイジンガーが，ゾルゲ裁判のまだ終わっていない1943年２月６日付で親衛隊大佐に昇進したことが確認されるため，フライアイゼンはその12日後のゲットー設置にマイジンガーが何らかの関与を行ったか，少なくとも自らの関与をベルリンに信じさせた可能性を指摘している。[16] さらにフライアイゼンは布告に続く説明部分において，無国籍難民の妻で自らは（例えばドイツの）国籍を持つ者，すなわちユダヤ人と結婚した非ユダヤ人女性も夫と同様に扱うとした点について，ドイツ大使館がドイツ人（アーリア人）妻に対しユダヤ人の夫と離婚するという条件で経済的援助を行っていた事実を挙げ，無国籍難民を対象とする布告のこのいわば例外規定についてはドイツ側の関与を推測している。[17]

３．ゲットー設置当時の日本の上海占領政策

これまでの論述からも明らかのように，クランズラーもフライアイゼンもゲットー設置をナチスドイツによるホロコーストの文脈で捉え，実際にゲットーを設置した日本については同盟国ドイツからの働きかけに受動的に応じる存在としか捉えていない。また布告が発せられた当時の上海の状況もゲットー設置の要因とは考えていない。[18] しかし1943年２月，ゲットー設置と相前後してイギリス人・アメリカ人・オランダ人が浦東・閘北・龍華の強制収容所に入れられるなど，[19] 上海ではこの時期ある変化が進行していた。

(1) 保甲制度の導入

開戦と同時に共同租界に進駐した日本軍は，まず抗日勢力に対する徹底的な治安取締を行う。1942年からは全市で戸口調査に基いて10戸を甲，10甲を保とする保甲（Pao Chia）制度が導入された。[20] 自警団を組織するためのこの制度には同時に連帯責任による地域内の相互監視という狙いがあり，抗日テロやサボタージュ活動に対する抑止効果を持っていた。そのためにはユダヤ人ゲットーのように共通の利害やアイデンティティを持つ者を同

一地域に集めるのが最も望ましい。難民の中には日本の憲兵隊に雇われた情報提供者もいたという。布告の冒頭の「軍事的必要性から」(Due to military necessity) という文言はゲットー設置の単なる言い訳としてこれまでほとんど無視されてきたが，治安対策と理解すれば一定の意味を持つことになる。ゲットーが設置されてからは，難民のうち20～45歳の男性約3500人がそれぞれ週数時間ずつ交代で他の地域へ通じる場所に立ち，そこを出入りするユダヤ人が外出許可証を持っているか，許可された外出時間内に戻ってきたかをチェックした。

上海では統制経済の下，1942年７月から食料配給も保甲組織により行われるようになった。後にゲットーとなる地域に住むユダヤ人難民たちに保甲制度が実施されたのもこの時である。上海無國籍避難民處理事務所の責任者久保田はユダヤ人指導者たちに，ゲットー設置が開戦以来悪化している食料事情の改善につながると説明している。[21)]

(2) 物資流通体制の変更

1942年６月のミッドウェー海戦での敗北，1943年２月のガダルカナル島撤退などにより太平洋戦争の長期化は避けられないことが明らかになり，それに伴って日本の対中国政策も変化する。経済面では，それまで蒋介石の国民党軍支配地域に対する経済封鎖を行うために日本軍占領地域の物資流通を厳しく統制した結果，国民党軍支配地域だけでなく日本軍占領地域の経済まで疲弊させていたのを改め，経済封鎖を緩和し日本軍占領地域における物資流通を円滑にするという方針転換が行われる。[22)] 狙いは中国を対米英戦争遂行のための後方補給（物資調達）地域とすることにあった。このことは1942年12月21日の御前会議で決定された「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」の「経済施策」からも読み取れる。

(イ)当面ノ対支経済施策ハ戦争完遂上必要トスル物資獲得ノ増大ヲ主眼トシ占拠地域内ニ於ケル緊要物資の重点的開発取得並ニ敵方物資ノ積極的獲得ヲ図ル。

(ロ)経済施策ノ実行ニ当リテハ勉メテ日本側ノ独占ヲ戒ムルト共ニ支那側官民ノ責任ト創意トヲ活用シ其ノ積極的対日協力ノ実ヲ具現セシム。[23)]

そのためには日本の傀儡である汪精衛政府を強化する必要があり，１）1943年４月，日本軍による軍票の新規発行を停止して，1942年３月以来蒋介石政府発行の法幣との交換を進めてきた汪政府中央儲備銀行の儲備券を統一通貨とし，２）日本軍関係者が牛耳っていた物資の流通統制も1943年３月に設立された中国側の全国商業統制総会（商統会）に任せることとした。しかし１）はそれまで軍票で賄ってきた華中における日本の軍事費を儲備券の増発という形で汪政府のつけに回すことを意味し，急激なインフレを引き起こす要因となった。２）も実際に日本軍や軍関係者から利権を取り上げることは容易でなかった上に，せっかく中国人商人のネットワークを利用して集めた物資も日本へ送られ，やはりインフレの原因になった。

ところで布告では無国籍難民の居住だけでなく，その職業活動もゲットー地域内に制限された。これは行商や小売など流通販売分野に進出していた多くのユダヤ人難民と統制経済の下で商売上競合し不満を抱いていた中小規模の日本人・中国人商人たちに配慮したものとも考えられる。上海ドイツ総領事フィッシャーも布告が発布された２日後にドイツ外務省へ送った電報で，ゲットー設置の意図を「当地の経済活動への浸透の度をますます強

めることに成功していたユダヤ人たちをして，その業務を日本人または中国人に売却せしめんがため」と推測している。[24)]

(3) 租界の返還

日本の対中国政策は行政面でも変更が加えられる。1942年10月，米英政府が蒋介石の重慶政府に租界の返還・治外法権の撤廃を提案し，翌1943年１月11日それぞれ「アメリカの在華治外法権の取消及び関連問題に関する中米条約」と「中英条約」として成立させるが，日本もそれに対抗して２日前の１月９日，汪政府が対米英宣戦布告を行う「日華共同宣言」，日本が租界の返還・治外法権の撤廃を行う「日華協定」を締結する。先に触れた1942年12月21日御前会議決定の「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」の主題がこの共同宣言・協定である。汪政府が参戦したところで大して日本の助けにはならないが，戦争の当事国になることで汪政府治下の中国民心を統合し，100年来中国人の宿願であった租界回収の実現と合わせて，汪政府の統治力を強化する狙いがあった。

実際に共同租界が返還され，上海特別市第１区として汪政府管理下に入るのは1943年８月１日であるが，日華共同宣言及び日華協定が先に述べた強制収容所への「敵性国人」抑留の直接の原因であることは明らかである。そして「無国籍難民」としてのユダヤ人難民たちのゲットー移住も同じ流れの中にあると考えられる。

上海において租界を返還する上で，開戦以来日本の管理下にある共同租界に関しては問題がなかったが，ドイツ占領下のフランス・ビシー政府が管理するフランス租界の場合はそれほど簡単ではなかった。1942年４月24日に大本営政府連絡会議で決定された「当面ノ対仏施策ニ関スル件」では，「二，支那ニ於ケル仏租界ニ関シテハ実質的ニ我方ノ把握下ニ在ラシムルモ差当リ仏租界タルノ地位ヲ認ムルモノトス。」と同時に，「四，前記帝国施策ニ付テハ独伊ヲシテ之ヲ尊重セシムルノミナラズ第一項ノ仏国領土[25)]ニ関シ独伊トノ間ニ帝国ニトリ不利ナル影響ヲ及ボスガ如キ取極ヲ為ササラシム様措置ス。五，爾余ノ対仏施策特ニ独伊ト仏トノ関係ニ付テハ主トシテ独伊ノ意向ヲ尊重ス。」[26)] と，アジアにおけるフランス領土の取り扱いは同盟国のドイツ・イタリアとも関係する問題だという見方をしている。

既に開戦前の1941年10月，ドイツは元サンフランシスコ総領事のバイトマンらを東京や上海に派遣し，日本軍が租界を占領しても「国際都市」としての外観を極力保持するよう申し入れており，ドイツが上海に強い関心を持っていたことが窺える。そのためか，開戦後進駐した日本軍は共同租界の組織を維持し，イギリス人・アメリカ人が辞職した工部局の参事には日本人・中国人・スイス人の他にドイツ人も任命された。[27)]

さらに，上記の「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」を決定した1942年12月21日の御前会議における昭和天皇に対する谷正之外務大臣の説明で「…仏蘭西，伊太利等ノ在支租界ヲ国民政府[28)]ニ返還方ヲ斡旋スルカ如キ問題ニ就キマシテハ相当ノ困難ヲ予想致サレルノテ御座イマス」[29)] という認識が示されており，この時点ではまだ日本側からフランスに租界返還の打診をしていないか，少なくともフランスの同意は得られていないことが分かる。日華協定前日の1943年１月８日に出された「帝国政府声明」および「東条内閣総理大臣談」では日本専管租界・上海共同租界・北京公使館区域の返還についてのみ言及され，フランス租界には触れられていないが，恐らくフランス側には既に租界返還の打診を

行っているものの，まだ同意が得られていないと思われる。

ところが1943年１月30日に大本営政府連絡会議で決定された「対仏措置ニ関スル件」の「説明」において，ビシー政府が依然蒋介石の重慶政府と「外交使臣ヲ交換シアル」ことに触れた後，「仏国ハ日本側ノ意向次第ニテハ在ビシー重慶側外交機関ノ退去ニ関スル独側申出並ニ在支仏租界等ノ返還，治外法権ノ撤廃ヲ何時ニテモ行フ用意アル旨ヲ宣明シ来レリ」[30] とある。引用した文中の「独側申出」は前半の「重慶側外交機関ノ退去」につながるが，同じ中国問題である後半の「仏租界等ノ返還，治外法権ノ撤廃」の受け入れにもドイツの影響力が働いたのではなかろうか。この推測に直接の証拠はないが，ドイツによるビシー政府説得への見返りが1943年２月18日のゲットー設置の布告であり，この日本・ドイツ・フランスの交渉にマイジンガーが何らかの形で関わったとすれば，２月６日付の彼の３年ぶりの昇進も説明できる。[31]

さらに推測を重ねれば，先に引用したドイツ外務省宛電報で上海ドイツ総領事フィッシャーがゲットー設置の布告について「予期せぬ日本の措置」と述べていることから，[32] 少なくとも上海のドイツ総領事館には日本側から事前の通告がなかったことが読み取れる。それゆえビシー政府への租界返還の働きかけにおいてドイツ政府が仲介役を果たしたとすれば，それはドイツ外務省ではなく，マイジンガーが所属する国家公安本部のルートで行われたとも考えられる。[33]

あるいは逆に，ビシー政府が租界返還やむなしという判断に傾いた後も，上海における自らの影響力の低下を嫌ったドイツがそれに難色を示したのかも知れない。ドイツの同意の条件として，マイジンガーが上海にいるユダヤ人難民に対してより厳しい措置を取るよう要求したとすれば，上の推理よりも話は分かりやすい。

1943年２月23日，フランスは租界返還と治外法権撤廃の声明を発表する。共同租界返還の２日前の７月30日，フランス租界は汪政府に返還され，上海特別市第８区と改称された。

終わりに

これまで見てきたように，ゲットー設置の主要な原因として考えられるものは大きく３つに分類される。

1）反ユダヤ人的措置を求めるドイツから日本に対する働きかけ，もしくは圧力。言い換えれば，同盟国ドイツの反ユダヤ政策への日本側の配慮であり，その場合ドイツから提供される軍事科学技術情報などは大きな意味を持つ。

2）対米開戦による日本政府のユダヤ人保護政策から監視政策への変更。この場合，すべてのユダヤ人が同列に扱われたわけではない。ヨーロッパからのユダヤ人難民がゲットーに入れられた以外にも，セファルディ系のうちイギリス国籍を持つ者は敵性国人として強制収容所に抑留されたが，イラク国籍のセファルディ系およびロシア革命から逃れて無国籍となったアシュケナージ系に対しては何の規制も加えられなかった。それは数千人のアシュケナージ系が住むハルビンや天津でも同様であった。これは1941年４月の日ソ中立条約に基づき太平洋戦争において中立を保っていたソ連への配慮による。

3）太平洋戦争の長期化に伴う日本の対中国政策・上海占領政策の変化。これには日本

の傀儡でありながらも，治下の中国人が置かれた状況を改善し，彼らの支持を得ようとする汪政府の思惑も含めることができよう。

日本政府の対ユダヤ人政策という意味では２），すなわち1942年３月の「時局ニ伴フ猶太人對策」がゲットー設置の直接の理由ということになるが，ある政治方針が具体的にいつ・どのような規模で・どのような形に実現するかは，施政者の置かれた状況に大きく影響される。１）～３）の要素は相互に絡み合っており，ゲットー設置の検討・準備・決定の各段階においてどの要素がどの程度作用したかを特定することは容易でない。政府と軍の間，またそれぞれの内部でも東京と上海の間で温度差があった。しかしそれだけに，これまでほとんど顧みられなかった３）の要素の研究がこの問題の解明を進める鍵になることは間違いない。

注

１）ユダヤ人難民の数については各研究者や当時の関係者が種々の資料に基づいて推測しているが，大体１万6000～１万8000人の範囲に集まっている。このような資料の場合，通常重複よりも遺漏の数の方が多いため，本稿では上限の１万8000人という数字を取る。この中にはドイツ，オーストリア，ポーランドの他にイタリア，ルーマニア，チェコスロバキア，ハンガリー，リトアニア，ラトビア，自由都市ダンツィヒなどからのユダヤ人も含まれる。

２）1938年３月，ドイツがオーストリアを併合するとポーランド国籍のウィーン在住ユダヤ人多数がポーランドに帰国したため，ポーランド政府は外国に５年以上滞在するポーランド国籍者の国籍を剥奪し，帰国を拒否する法律を作った。これに対してドイツは10月，ポーランド旅券を持つユダヤ人１万8000人をポーランド国境へ追放する。ポーランドは入国を拒否したため，彼らは数日間国境の無人地帯にとどまり，入国を認められた後も国境沿いの地域に分散させられ，内陸部へ入ることを許されなかった。国境の町ズバシーニに8000人のユダヤ人難民がいたため，ズバシーニ事件と呼ばれる。これらのユダヤ人難民の中にハノーファーからのグリュンシュパン夫妻がいた。彼らから手紙で窮状を知らされたフランス在住の17歳の息子ヘルシェル・グリュンシュパンは1938年11月７日，パリのドイツ大使館３等書記官エルンスト・フォム・ラートを射殺する。この事件に対して11月９～10日にかけドイツ全土で反ユダヤ暴動が起き，7500の商店と400のシナゴーグが略奪，破壊または放火された。被害総額は2500万マルクに上り，うち500万マルクがガラス代で，夜の光に輝くガラスから「水晶の夜事件」と呼ばれる。100人近いユダヤ人が殺害され，有産者を中心に３万人が逮捕され強制収容所へ送られた。強制収容所から解放される唯一の条件はただちにドイツを出国することであり，その場合上海は最も移住が容易な目的地であった。なおドイツのユダヤ人全体にラート暗殺の賠償金として10億マルクが科せられた。(Avraham Barkai『Deutsch-Jüdische Geschichte in der Neuzeit. 4. Band. 1918-1945』, C. H. Beck 出版，1997年，214～215ページ。)

３）高橋孝助，古厩忠夫編『上海史 ― 巨大都市の形成と人々の営み』，東方書店，1995年，212ページ。以下，上海租界に関する記述もこの著作に拠った。

4）1947年に上海ヘラルド紙は，アウシュビッツなどの絶滅収容所で用いられた毒ガスのチクロンBが入った瓶がドイツ企業のジーメンスとバイエルの倉庫から戦後発見されたと報じている。

5）矢野上海総領事から青木大東亜大臣への電報文でも「無国籍難民」でなく「ユダヤ人」という言葉が一貫して用いられる。一方，「ゲットー」でなく「指定地域」が用いられた。

6）クランズラー（David Kranzler『Japanese, Nazis & Jews－The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945』, KTAV出版，1988年），485～488ページ及び507～509ページ。そこでは1943年末にハルビンのユダヤ人新聞が廃刊させられたり，満洲の日本人小学校において反ユダヤ教育が導入されたことも報告されている。

7）泰郁彦『昭和史の謎を追う（上）』，文芸春秋，1993年，188ページ。

8）中日新聞社会部編『自由への逃走一杉原ビザとユダヤ人』，東京新聞出版局，1995年，202ページ。

9）難民の流入制限を求めるユダヤ人指導者たちとの会談に出席したのは犬塚，安江と石黒四郎総領事である。３人はこの時期，ヨーロッパで迫害されたユダヤ人たちを満洲または上海周辺に移住させることと引き替えにアメリカのユダヤ資本を導入する「河豚計画」を画策していた。マービン・トケイヤー，メアリ・シュオーツ（加藤明彦訳）『河豚計画』，日本ブリタニカ，1979年，57～64ページ。

10）決定そのものは１月になされていた。泰郁彦『昭和史の謎を追う（上）』，187ページ。

11）小尾俊人編『現代史資料(1)，ゾルゲ事件（一）』，みすず書房，1962年，547ページ。

12）フライアイゼン（Astrid Freyeisen『Shanghai und die Politik des Dritten Reiches』, Königshausen & Neumann出版，2000年），466～468ページ。

13）上海のドイツ情報局長イェスコ・フォン・プットカーがマイジンガーに同席していたとされるが，ドイツ側の出席者にマイジンガーはいなかったという報告もあり，クランズラーは後者を採って抹殺計画の提案者をプットカーとしている。しかしマイジンガーの関与はいわば伝説化しているにもかかわらず，クランズラーが彼について全く言及していないのは不可解である。クランズラー，478～479ページ。

14）それゆえ「ゲットー」という名称が適切かどうか疑念があるが，ユダヤ人難民たちが指定地域をそう呼んだことは事実である。注５）からも布告の主眼がユダヤ人難民たちを一箇所に集めることにあり，他の住民からの隔離ではなかったことが窺える。

15）クランズラー，495ページ。ヘップナー（Ernest G. Heppner『Shanghai Refuge－A Memoir of the World War II Jewish Ghetto』, University of Nebraska出版，1995年），114ページ。

16）フライアイゼン，475ページ。ゾルゲの場合と逆に，ドイツの優秀な諜報員のイヴァール・リスナーをマイジンガーが国家公安本部の意向に逆らい日本憲兵隊に逮捕させたのは1943年６月のことである。ゾルゲとの関係も含めて詳しくはハインツ・ヘーネ「リスナー事件」（北村喜義訳，勝部元解題，『桃山学院大学総合研究所報』第16巻第１・２・３号，1990～1991年）。

17）フライアイゼン，454ページ及び460ページ。

18）唯一，日本の主体的かつ上海の事情に関係する理由として，ユダヤ人難民を連合国に

よる爆撃を防ぐ人質にしたという主張がある。確かにゲットー地域には弾薬庫を併設した極東最大の刑務所や日本海軍の無線局が存在した。しかし，1）強制収容所に入れたイギリス人・アメリカ人の方が人質としてより効果的である，2）無線局などと同程度の重要性を持つであろう黄浦江沿いの倉庫街からゲットー地区までは数百メートル離れている，3）奇妙なことにこの人間の盾説は1945年7月17日，B29による上記の無線局への爆撃が目標から逸れ，ユダヤ人難民に32人の死者が出たことと関連して唱えられる。ヘップナーによればこの日の爆撃による死者は4000人で，日本人も300人が死亡し，700人以上のユダヤ人と数千人の中国人が焼け出された。クランズラーは死者の総数を250人，うちユダヤ人難民31人としており，ヘップナー自身が認めているように，特に4000人という死亡者数には疑問が残る。彼はこの数字の出典を示していない。ヘップナー，125ページ。クランズラー，554ページ。

19）イギリス国籍を持つセファルディ系ユダヤ人もその対象となった。

20）以下，保甲制度については張済順「近代に移植された伝統 — 日本軍政下上海の保甲制度 —」（小浜正子訳・解題，『近きに在りて』第28号，1995年，25～39ページ）に拠った。

21）アメリカのユダヤ人救援組織ジョイントの上海責任者ローラ・マーゴリスの報告。中国人民政治協商会議上海市委員会文史資料委員会，上海猶太研究中心編『猶太人憶上海』（上海文史資料選輯第78輯），上海市文協文史資料編集部，1995年，31ページ。

22）以下，経済関係に関する記述は古厩忠夫「日中戦争と占領地経済 — 華中における通貨と物資の支配 —」（中央大学人文科学研究所編『日中戦争 — 日本・中国・アメリカ』，中央大学出版部，1993年，303～359ページ）に拠った。

23）臼井勝美，稲葉正夫解説『現代史資料（38），太平洋戦争（四）』，みすず書房，1972年，76ページ。

24）Peter Finkelgruen『Haus Deutschland』，Rowohlt 出版，1994年，160ページ。

25）仏印や広州湾フランス租借地等を指す。

26）臼井勝美，稲葉正夫解説『現代史資料（38），太平洋戦争（四）』，43ページ。

27）張銓，庄志齢，陳正卿『日軍在上海的罪行及統治』，上海人民出版社，2000年，283～284ページ。高橋孝助，古厩忠夫編『上海史 — 巨大都市の形成と人々の営み』，219ページ。

28）汪精衛政府を指す。

29）臼井勝美，稲葉正夫解説『現代史資料（38），太平洋戦争（四）』，82ページ。

30）臼井勝美，稲葉正夫解説『現代史資料（38），太平洋戦争（四）』，90ページ。

31）「独側申出」がフランス租界返還・治外法権撤廃でなく，ビシーからの重慶政府外交団の退去だけに関係しているとしても，ドイツが日本に貸しを作ったことに変わりはない。

32）上掲，注20）。

33）マイジンガーは東京のドイツ大使館で，大使館員に内容を見られずにベルリンへ電報を送ることができた。

参考文献

小尾俊人編『現代史資料(1)，ゾルゲ事件（一)』，みすず書房，1962年。

マービン・トケイヤー，メアリ・シュオーツ『河豚計画』(加藤明彦訳)，日本ブリタニカ，1979年。(Marvin Tokayer/Mary Swartz: „The Fugu Plan“. New York. Paddington Press. 1971.)

臼井勝美，稲葉正夫解説『現代史資料（38)，太平洋戦争（四)』，みすず書房，1972年。

David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews–The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. Hoboken, New Jersey (KTAV Publishing House) 1988 ([1]1976).

Avraham Barkai: „Deutsch-Jüdische Geschichte in der Neuzeit. 4. Band. 1918-1945“. München (C. H. Beck) 1997.

古厩忠夫「日中戦争と占領地経済 — 華中における通貨と物資の支配 — 」，中央大学人文科学研究所編『日中戦争 — 日本・中国・アメリカ』，中央大学出版部，1993年，303～359ページ。

Peter Finkelgruen: „Haus Deutschland“. Reinbek bei Hamburg (Rowohlt) 1994.

Ernest G. Heppner: „Shanghai Refuge–A Memoir of the World War II Jewish Ghetto“. Lincoln & London (University of Nebraska Press) 1995.

中国人民政治協商会議上海市委員会文史資料委員会，上海猶太研究中心編『猶太人憶上海』(上海文史資料選輯第78輯)，上海市文協文史資料編集部，1995年。

高橋孝助，古厩忠夫編『上海史 — 巨大都市の形成と人々の営み』，東方書店，1995年。

張済順「近代に移植された伝統 — 日本軍政下上海の保甲制度 — 」(小浜正子訳・解題)，『近きに在りて』第28号，1995年，25～39ページ。

Astrid Freyeisen: „Shanghai und die Politik des Dritten Reiches“. Würzburg (Königshausen & Neumann) 2000.

古厩忠夫「日中戦争末期の上海社会と地域エリート」，『上海—重層するネットワーク—』，日本上海史研究会編，汲古書院，2000年，489～522ページ。

Betrachtungen über die Errichtung des Juden-Ghettos in Shanghai

Yoshio ABE

Vor dem Angriff auf Pearl Harbor im Dezember 1941 waren 18000 Juden aus dem von Nazis-Deutschland beherrschten Europa nach Shanghai geflohen. Am 18. Februar 1943 wurde die Bewegungsfreiheit der jüdischen Flüchtlinge aufgrund einer Proklamation der Oberbefehlshaber der japanischen Armee- und Marinestreitkräfte des Shanghaier Gebiets auf das *Designated Area* in Hongkou (Nordost-Shanghai) beschränkt. Diesen zwei Quadradkilometer großen Bezirk nannten die Flüchtlinge „Juden-Ghetto".

Abgesehen von den Bemühungen des Achsenpartners Deutschland, die japanische Politik antisemitisch zu beeinflussen, wurde bisher angenommen, dass Grund für die obige Proklamation und die damit verbundene Anfang 1942 neu aufgenomme strenge Überwachungspolitik der jüdischen Emigranten darin liege, dass die früheren freundlichen Schutzpolitik der japanischen Regierung gegenüber den Flüchtlingen infolge des Kriegsausbruchs im Pazifik die in wirtschaftlicher und diplomatischer Hinsicht bedeutungslos geworden war.

In der vorliegenden Arbeit wird der obenerwähnte Sachverhalt im Zusammenhang mit der besonderen Situation Shanghais von der zweiten Hälfte des Jahres 1942 bis zur ersten Hälfte des Jahres 1943 näher betrachtet.

1. Die Einführung des *Pao Chia* (baojia) Systems in Shanghai: Um diese Bürgerwehrorganisation der einzelnen Bezirke, die zugleich als gegenseitiger Überwachungsapparat unter den Bewohnern funktionierte, wirksam zu halten, war es unentbehrlich, die Juden an einem Ort zu konzentrieren.

2. Die Änderung des Warenumlaufssystems zur Führung eines Dauerkriegs gegen die Alliierten: Zur Anschaffung von Kriegsmaterial sollte möglichst das Netzwerk der chinesischen Kaufleute genutzt werden. Daher sah die Armeeführung sich genötigt, die Handelstätigkeit der Juden einzuschränken, denn diese hatten sich innerhalb weniger Jahre im Shanghaier Wirtschaftsleben fest etabliert.

3. Die Rückgabe der Konzessionen an die Wang Jingwei-Regierung (die Marionettenregierung Japans): Um die Vichy-Regierung zur Rückgabe der französischen Konzession zu bewegen, war wohl die Zustimmung des Deutschlands, das damals Frankreich besetzt hielt, notwendig.